定　款

株式会社メタップス

株式会社メタップス　定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社メタップスと称し、英文ではMetaps Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット、ホームページの企画立案、作成及び管理代行
2. 広告業及び広告代理業
3. 情報提供、情報収集、情報処理及び情報通信に関する業務
4. インターネット、携帯電話を使ったプロモーション、コンサルティング業務
5. インターネット、携帯電話を使った通信販売業務
6. 各種電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理並びに電子決済システムの提供業務並びに資金移動業
7. 古物営業法に基づく古物商
8. 経営コンサルティング業
9. 不動産の売買、賃貸借、仲介・斡旋、鑑定評価及び管理業務
10. 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び保証、クレジットカードの取扱、金融商品取引業、銀行代理業その他金融業
11. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
12. 国内及び外国会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
13. 上記各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、4,200 万株とする。

（単元株式数）
第６条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の売渡請求）
第７条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）
第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第１１条　当会社は、毎年１２月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることがで

きる。

第３章　株主総会

（招集）

第１２条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

２．当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第１８条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第１９条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は、６名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２１条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役の報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役との間の責任限定契約）

第２９条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定

する額とする。

（重要な業務執行の委任）

第３０条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第３１条 当会社は監査等委員会を置く。

（監査等委員会の招集通知）

第３２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

２ 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第３３条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第３４条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第３５条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３６条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第３７条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章　計　算

（事業年度）
第３８条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第３９条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当基準日）
第４０条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月 30 日とする。
３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当財産の除斥期間）
第４１条　配当財産が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
２　未払の配当財産には利息をつけない。

附 則

（監査等委員会設置会社移行前の社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）
第１条　2018 年８月 31 日に終了した事業年度に関する第 11 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

（定款第 14 条の変更に係る効力発生日）
第２条　定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）等の削除および定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施

行日」という）から効力を生ずるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条はなお効力を有する。

3　本条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定款変更履歴

平成１９年８月１日　作成
平成１９年８月１３日　公証人認証
平成１９年９月３日　会社設立
平成２０年３月１５日　変更
平成２０年１１月１０日　変更
平成２２年６月７日　変更
平成２２年７月２９日　変更
平成２３年４月２７日　変更
平成２３年６月３０日　変更
平成２３年１２月６日　変更
平成２５年２月２５日　変更
平成２７年２月６日　変更
平成２７年５月８日　変更
平成２７年７月２４日　変更
平成２７年１１月２７日　変更
平成２８年１１月２９日　変更
平成２９年１１月２９日　変更
２０１８年１１月２９日　変更
２０２０年３月１２日　変更
２０２１年３月３０日　変更
２０２１年１２月１４日　変更
２０２２年３月３０日　変更